

令和4年度三重県農畜水産物安全確保監視指導計画に基づく監視指導の実施結果

目次

I	農薬に係る監視指導	
1	農薬販売者に対する監視指導	1
2	農薬使用者に対する監視指導	1
II	肥料に係る監視指導	
1	肥料の生産業者・販売業者に対する監視指導	2
III	米穀等に係る監視指導	
1	米トレーサビリティ法に基づく監視指導	3
2	食糧法に基づく監視指導	3
3	農産物検査法に基づく監視指導	4
4	コンプライアンス意識の向上に関する支援	4
IV	家畜伝染病予防のための監視指導	
1	家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止	5
2	鳥インフルエンザについて	5
3	BSE（牛海綿状脳症）について	6
V	動物用医薬品に係る監視指導	
1	販売業者に対する監視指導	7
2	畜産農場に対する監視指導	7
3	養殖業者への指導	7
VI	飼料等に係る監視指導	
1	飼料販売業者に対する監視指導	8
2	畜産農場に対する監視指導	8

※ 各項目の「計画数」は1年間の計画数を計上しています。

※ 各項目の「違反数」欄には、関係法令に違反し、法に基づく勧告・命令等を行った件数を計上しています。

I 農薬に係る監視指導 関係法令：農薬取締法

農薬販売者に対しては無登録農薬等の不適正な農薬が流通することのないように、農薬使用者に対しては農薬を正しく使用するよう、監視指導を実施しました。

1 農薬販売者に対する監視指導

農薬取締法に基づき三重県知事に届出のあった農薬販売所の数は、令和5年3月末現在 982 件です。令和4年度の農薬販売所の立入検査は、これまでの検査で不備事項が判明した対象を中心に実施しました。

対象	対象数	計画数	実施数	違反数	指摘事項
農薬販売所	982	100	102	0	帳簿の整理と保存（2件） 農薬以外の物資との区別（2件）

2 農薬使用者に対する監視指導

農薬使用者とは、生産者、農業協同組合、ゴルフ場管理者、造園業者、家庭菜園での使用者等をいいます。農薬使用者による農薬の適正使用に向けた研修会や立入調査による助言・指導を実施しました。

(1) 農薬使用者に対する研修・啓発

農薬を使用する生産者等を対象に研修会を通じ、農薬の適正な使用について指導・啓発を実施しました。

対象	計画回数	実施回数
農薬使用者	400	557

(2) 農薬使用者に対する立入検査

農薬使用者のうち、ゴルフ場は1回あたりの農薬散布面積が大きいいため、不適正な使用を行うと周辺へ多大な影響を与えるおそれがあります。ゴルフ場における農薬使用時の遵守事項や努力すべき取組を確認するため、農薬使用履歴や農薬在庫管理帳、農薬管理庫等について立入検査を実施しました。

対象	対象数	計画数	実施数	違反数	指摘事項
ゴルフ場	68	22	22	0	農薬の適正な利用（2件） 農薬保管庫の状況（1件）

対象数は令和5年3月末現在です。

事務担当	農林水産部農産物安全・流通課 食の安全・安心班 電話：059-224-3154
------	---

II 肥料に係る監視指導 関係法令：肥料法^{※1}

不適正な品質の肥料の生産・流通を防止することにより、安全・安心な農産物が生産されるよう、肥料生産業者・販売業者に対して監視指導を実施しました。

※1 肥料の品質の確保等に関する法律

1 肥料の生産業者・販売業者に対する監視指導

肥料法に基づき三重県知事の登録を受けた普通肥料の生産業者、三重県知事に届出のあった肥料生産業者・販売業者の合計は、令和5年3月末現在 667 業者です。令和4年度の肥料の生産業者・販売業者の立入検査は、これまでの検査で不備事項が判明した対象を中心に実施しました。

対象	対象数	計画数	実施数	違反数	指摘事項
肥料の生産業者・販売業者	667	100	105	0	届出事項の変更状況（3件） 特殊肥料の品質表示の遵守（4件） 帳簿の備え付け（4件）

事務担当	農林水産部農産物安全・流通課 食の安全・安心班 電話：059-224-3154
------	---

Ⅲ 米穀等に係る監視指導

関係法令：米トレーサビリティ法^{※2}、食糧法^{※3}、農産物検査法

※2 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律

※3 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律

1 米トレーサビリティ法に基づく監視指導

トレーサビリティとは、生産から加工・流通・販売までの過程を明確に記録し、食品がどこから来てどこへ行ったか追跡できるようにすることです。

米穀等の流通におけるトレーサビリティの確保と産地情報の伝達が適正に図られるよう、米穀等の譲受け又は譲渡しの記録作成と保存、産地情報の伝達について監視指導を実施しました。

(1) 米穀事業者に対する立入調査

米穀等の流通におけるトレーサビリティを確保するためには、トレーサビリティの起点となる生産者と流通業者が加工業者等に産地情報等を伝達することが重要なため、対象となる生産者と流通業者の立入調査を実施しました。

対象	計画数	実施数	違反数	指摘した不備の事項と件数
生産者・流通業者等	180	180	0	取引記録の記録事項 (79件) 記録の保存期間 (49件) 産地情報伝達 (16件)

(2) 米穀の品種及び産地の確認

事業者が取り扱っている米の品種を判別するDNA検査、国産米と外国産米を判別する微量元素測定等の科学的検査を実施しました。

検査品目	計画数	実施数	検査結果	
			品種判別	産地表示
米	5	5	適正	適正

2 食糧法に基づく監視指導

用途が限定された米穀（新規需要米・加工用米等）は、食糧法により、定められた用途以外に使用・販売してはならないことや米穀の用途別の管理等に関し、米穀出荷・販売事業者が守るべきルールが定められています。

この法律に基づき、用途限定米穀を取り扱う米穀出荷・販売事業者（出荷業者、とう精事業者、米販売店、生産者）に対して用途限定米穀の適正な出荷・販売・使用を確認するため、監視指導を実施しました。

対象	対象数	計画数	実施数	違反数	指摘事項
用途限定米穀 出荷・販売事業者	約 300	50	50	0	保管管理 (3件) 研修措置 (1件)

3 農産物検査法に基づく監視指導

農産物（米、麦、大豆等）の公正かつ円滑な取引を助長することを目的に、登録検査機関が生産者等から請求を受け農産物検査を実施し、農産物の品種、量目、品位等の検査結果により、1等・2等など格付け証明しています。

平成28年度から、地域登録検査機関^{※4}に関する事務が農林水産省から都道府県に移譲されました。複数の都道府県を検査区域とする登録検査機関の事務は引き続き農林水産省が行います。農業協同組合や農産物の集荷販売業者等が登録検査機関として登録されており、三重県内に登録のあった地域登録検査機関は令和5年3月末現在56件です。

※4 登録検査機関のうち単一の都道府県のみを検査区域としているものをいいます。

地域登録検査機関に対して適正な農産物検査の実施を確認するため、監視指導を実施しました。

対象	対象数	計画数	実施数	違反数	指摘事項
地域登録検査機関	56	10	10	0	検査証明の記載事項（2件） 帳票・帳簿の記載事項（7件） その他（1件）

4 コンプライアンス意識の向上に関する支援

消費者の食の安全・安心への関心が高まる中、コンプライアンスを重視しない事業活動は、県民の信頼を失い市場での競争力を低下させるだけでなく、事業活動の継続を困難にすることから、米穀の取扱事業者は、これらを常に意識して経営を行うことが必要です。

米穀の取扱事業者を含む食品関連事業者のコンプライアンス意識の向上のために、医療保健部、環境生活部と連携してコンプライアンス研修会を開催しました。

対象	実施数	参加者数	備考
食品事業者等	1	47	令和4年10月12日開催

事務担当	農林水産部農産物安全・流通課 食の安全・安心班 電話：059-224-3154
------	---

IV 家畜伝染病予防のための監視指導

関係法令：家畜伝染病予防法、牛海綿状脳症対策特別措置法

口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、BSE（牛海綿状脳症）等の家畜伝染病の発生予防やまん延を防止するために、監視指導を実施しました。

畜産農家に対して家畜の飼養衛生管理基準を遵守するよう指導するとともに、家畜の臨床検査や精密検査等を実施しました。また、家畜伝染病の発生予防やまん延防止に関する正確な情報を提供しました。

1 家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止

家畜の伝染性疾病については、家畜伝染病予防法において、28種類の家畜伝染病と71種類の届出伝染病が定められています。これらの疾病の中には、サルモネラ症等、家畜や畜産物を介して人の健康に重大な影響を及ぼす人畜共通感染症もあります。

家畜の伝染性疾病の監視については、臨床検査や精密検査等で病原体の動向を把握しながら発生予防・予察を行うとともに、発生防止のための予防注射の接種指導や検査を行いました。

また、牛、豚、鶏等の家畜の飼育者が守るべきものとして飼養衛生管理基準が定められており、基準の遵守と農場毎の具体的対応方法を指導しました。

対象家畜	対象数 (飼育頭羽群数)	計画数	実施数
牛	38,833	37,065	42,118
豚	94,596	136,196	156,962
鶏	6,832,767	718,939	754,292
みつ峰	3,805	2,096	3,319

対象数（飼養頭羽群数）は令和5年3月末現在です。

計画数、実施数は延べ数です。

2 鳥インフルエンザについて

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザについては、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、養鶏場のモニタリング等の監視指導を徹底するとともに、発生に関与している可能性があるとして指摘されている野鳥など野生動物の鶏舎内への侵入防止等を指導しました。

モニタリング 対象養鶏場	検査羽数	対象	検査結果	
			抗体検査	ウイルス分離検査
延べ210箇所	2,100	鶏	陰性	陰性

3 BSE（牛海綿状脳症）について

県内で飼育されている牛が死亡した場合には、96ヶ月齢以上の全ての死亡牛、特定臨床症状牛及び48ヶ月齢以上の起立不能牛についてBSE検査を実施しました。

対象	検査頭数	陰性数
96ヶ月齢以上の死亡牛	33	33
その他の死亡牛	3	3

※死亡牛とは、畜舎や牧場等、と畜場以外で何らかの原因で死亡した牛のことです。

事務担当	農林水産部家畜防疫対策課 家畜衛生班 電話：059-224-2544
------	--

V 動物用医薬品に係る監視指導

関係法令：医薬品医療機器等法^{※5}

動物用医薬品が正しく使用され、健康な家畜や魚介類が飼育されることで、牛乳・卵・肉・魚等の安全な畜水産物が生産されるよう、販売者と使用者に対して監視指導を実施しました。

※5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

1 販売業者に対する監視指導

動物用医薬品販売業者の監視については、令和4年度からの3年間で全ての販売業者を巡回するよう実施しています。

対象	対象数	計画数	実施数	違反数	指摘事項
動物用医薬品販売業者	148	50	51	0	無し

対象数は、令和5年3月末現在です。

2 畜産農場に対する監視指導

畜産農場の監視については、令和3年度からの4年間で全ての畜産農場に対する指導を行っています。

対象	対象数	計画数	実施数	違反数	指摘事項
畜産農場	386	103	109	0	無し

対象数は、令和5年3月末現在です。

3 養殖業者への指導

養殖業者への指導については、医薬品使用状況調査、魚病診断・指導、巡回指導、講習会等により、全ての養殖業者を対象に実施しました。

対象	対象数	実施数
魚類養殖業者	147	147

対象数は、令和5年3月末現在です。

事務担当	(畜産農家、販売業者に関して) 農林水産部家畜防疫対策課 家畜衛生班 電話：059-224-2544	(養殖業者に関して) 農林水産部水産振興課 養殖振興班 電話：059-224-2584
------	---	--

VI 飼料等に係る監視指導

関係法令：飼料安全法^{※6}

家畜や魚介類に与える飼料や飼料添加物が正しく販売され、家畜や魚介類が健全に飼養されることで、牛乳・卵・肉・魚等の安全な畜水産物が生産されるよう、販売者に対して監視指導を実施しました。

また、畜産農家に対して、安全で適正な飼料や飼料添加物を使用するよう、監視指導を実施しました。

※6 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律

1 飼料販売業者に対する監視指導

飼料販売業者の監視については、令和4年度からの3年間で全ての販売業者を巡回するよう実施しています。

対象	対象数	計画数	実施数	違反数	指摘事項
飼料販売業者	94	33	37	0	無し

対象数は、令和5年3月末現在です。

2 畜産農場に対する監視指導

畜産農場の監視については、令和3年度からの4年間で全ての畜産農場に対する指導を行っています。

対象	対象数	計画数	実施数	違反数	指摘事項
畜産農場	386	103	109	0	無し

対象数は、令和5年3月末現在です。

事務担当

農林水産部家畜防疫対策課
家畜衛生班
電話：059-224-2544